

新 (2026.4.1)	旧(2025.7.1)
愛知県企業庁工事検査要領 (目 的) 第1条 この要領は、別に定めるもののほか、愛知県企業庁の発注する工事に係る検査員の行う検査について、必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)工 事 建設工事（建設、改良及び修繕工事）、設計、測量等の委託業務（以下「委託業務」という。）並びに資材の製作（1件 200 万円を超える資材の購入を含む。以下「資材製作」という。）をいう。 (2)本庁施行工事 本庁において契約し、施行する工事をいう。 (3)本庁契約工事 本庁施行工事を除いた工事で、本庁において契約する工事をいう。 (4)所長委任工事 出先機関において契約する工事をいう。 (5)特別検査工事 所長委任工事で、当初契約金額が1件 1 億 5,000 万円以上の建設工事をいう。ただし、用地造成事務所及び水質試験所の建設工事にあつては、当初契約金額が1件 4,500 万円以上のものをいう。 (6)特別検査業務 本庁契約工事で愛知県企業庁浄水場等運転管理業務委託契約約款を適用する浄水場、取水場及びポンプ場の運転管理業務委託又は維持管理業務委託（以下「浄水場等運転管理業務委託」という。）をいう。 (7)契約者 建設工事にあつては請負者を、委託業務にあつては受注者を、資材製作にあつては納入者を表し、愛知県企業庁と契約を締結した者をいう。	愛知県企業庁工事検査要領 (目 的) 第1条 この要領は、別に定めるもののほか、愛知県企業庁の発注する工事に係る検査員の行う検査について、必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)工 事 建設工事（建設、改良及び修繕工事）、設計、測量等の委託業務（以下「委託業務」という。）並びに資材の製作（1件 100 万円を超える資材の購入を含む。以下「資材製作」という。）をいう。 (2)本庁施行工事 本庁において契約し、施行する工事をいう。 (3)本庁契約工事 本庁施行工事を除いた工事で、本庁において契約する工事をいう。 (4)所長委任工事 出先機関において契約する工事をいう。 (5)特別検査工事 所長委任工事で、当初契約金額が1件 8,000 万円以上の建設工事をいう。ただし、用地造成事務所及び水質試験所の建設工事にあつては、当初契約金額が1件 2,000 万円以上のものをいう。 (6)特別検査業務 本庁契約工事で愛知県企業庁浄水場等運転管理業務委託契約約款を適用する浄水場、取水場及びポンプ場の運転管理業務委託又は維持管理業務委託（以下「浄水場等運転管理業務委託」という。）をいう。 (7)契約者 建設工事にあつては請負者を、委託業務にあつては受注者を、資材製作にあつては納入者を表し、愛知県企業庁と契約を締結した者をいう。

(8)通知・送付・副申・提出・任命・報告

契約者の同意が得られる部分について、紙
を使用せず電磁的に処理することをいう。
ただし、庁内については機密事項を除いて
原則すべてを指す。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年7月1日から施行する。
この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。
この要領は、令和6年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年4月1日から施行する。
この要領は、令和7年7月1日から施行する。